

2021年8月2日

各 位

株式会社 岩手銀行

投資信託の新商品追加について

岩手銀行(頭取 田口幸雄)では、お客さまの多様な資産運用ニーズに対応するため、下 記のとおり新たな投資信託商品の取扱いを開始します。

当行は今後とも、お客さまの要望にお応えし、ご満足いただける商品・サービスの提供 に努めてまいりますので、よろしくお願い申しあげます。

記

- 新たに追加する商品名
 あおぞら・新グローバル分散ファンド(限定追加型) 2021-07【愛称: ぜんぞう 2107】
- 2. 運用会社(委託会社) あおぞら投信株式会社
- 取扱開始日
 2021年8月2日(月)







4. 商品概要

4. 问如似女	
商品分類	追加型投信/内外/資産複合
属性区分	【対象資産】その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産
	配分変更型))/年 1 回/グローバル(日本含む)/ファンド・オブ・
	ファンズ/為替ヘッジあり(部分ヘッジ)
申込期間	2021年8月2日~2021年9月30日
設定日	2021年7月30日
償還日	2025年11月10日
申込単位	50 万円以上 1 円単位の金額指定
申込手数料	1.1%(税抜 1.0%)
	※インターネット利用によるご購入の場合 0.55%(税抜 0.5%)
信託報酬(年率)	1.1%(税抜 1.0%)(実質的な負担 1.342%(税込)程度)
信託財産留保額	なし
その他の費用	・信託事務の諸費用:監査費用、印刷費用等、計理業務およびこれに付
(年率)	随する業務に係る費用等、信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の
	年率 0.2%を上限として日々計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了
	日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われま
	す。また、投資対象とする投資信託証券において管理報酬等が別途加算
	されますが、当該投資信託証券の資産規模ならびに運用状況等に応じて
	変動するため、受益者が実質的に負担する当該管理報酬等の率および総
	額は事前に表示することができません。
	・売買委託手数料等:有価証券売買時の売買委託手数料、借入金・立替
	金の利息、ファンドに関する租税等がファンドから支払われます。これ
	らの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額
	等を表示することができません。





決算日	毎年 11 月 10 日(但し休業日の場合は翌営業日)
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
信託金の限度額	1,000 億円
ファンドの目的	日本を含む世界の株式および債券に広く分散投資を行うことで、インカ
	ムゲインの獲得と信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。
ファンドの特色	・世界の株式・債券に分散投資
	・株式の組入比率を段階的に引き上げ
	・基準価額が一定水準達成後は安定的な債券運用に切り替え
	・学術的研究に基づく運用
ネット投信	対象
定時定額購入	対象外
つみたて NISA	対象外

ファンドの目論見書・月次レポート等につきましては、当行ホームページおよび運用会 社のホームページでもご確認いただけます。

以上

【本件ニュースリリースに関するお問い合わせ先】 株式会社 岩手銀行 リテール戦略部 佐藤(朗) 電話 019-623-1111(代表)





ご留意していただきたい事項 〈投資信託への投資に係るリスク・費用等について〉

- 投資信託は預金でなく、元本は保証されていません。投資信託は預金保険制度の対象ではありません。また、当行で取扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は国内外の株式・債券・金融派生商品等の値動きのある金融商品に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されるものではありません。また、一部投資信託が行っているいわゆる新興国への投資には政治・経済情勢の変化等により、先進国に比べてより大きなリスクが伴います。ファンドに生じた利益および損失は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属しますので、お客さまのご投資された元本に損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託に投資するお客さまには、主に次の費用をご負担いただきます。「申込手数料」はご購入の際に直接負担いただく費用で最高料率は3.30%(税込)、「信託報酬」は保有期間中に間接的に負担していただく費用で最高料率は2.024%(税込)、「信託財産留保額」はご換金時に直接負担していただく費用で最高料率は0.50%、「その他費用」は組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等、保有期間中にご負担いただく費用(運用状況等により変動するため、事前に上限の料率等は表示できません)があります。
 - ◇「信託報酬」に関するご留意事項(詳細は、交付目論見書でご確認ください。) 一部の投資信託については、投資先ファンドの管理事務代行報酬および資産保管会社報酬につき最低報酬 金額が設定されていることにより、純資産総額が少額な場合や投資先ファンドの組入状況が変化した場合は、実質的な信託報酬率が上記の料率を上回る可能性があります。また、その他外国投資信託の信託報酬については、固定報酬部分が定額となっていることにより、純資産総額の増減や為替相場の影響等により円換算後の信託報酬率が変動する場合等においては、実質的な信託報酬率が上記の料率を上回る可能性があります。

株式会社岩手銀行

登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号 加入協会/日本証券業協会



